

各位

会社名 株式会社メッツ
 代表者名 代表取締役社長 尾形 和也
 (コード番号 4744 東証マザーズ)
 問合せ先 代表取締役社長 尾形 和也
 (連絡先 03-5468-3590)
<http://www.metscorp.co.jp/>

通期業績予想の修正に関するお知らせ

平成 23 年 11 月 14 日に公表し、未定としました平成 24 年 3 月期(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)の業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成 24 年 3 月期通期業績予想値の修正(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	—	—	—	—	—
今回修正予想値(B)	105	△135	△133	△137	△280.85
増減額(B-A)	—	—	—	—	—
増減率(%)	—	—	—	—	—
(ご参考)前期実績 (平成 23 年 3 月期)	4,459	△390	△424	△412	△846.57

2. 修正の理由

前回の通期業績予想につきましては、平成 23 年 11 月 14 日付「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で公表しました通り、平成 24 年 1 月 30 日開催予定の当社株主総会での承認を前提とする取締役会での解散決議を踏まえ、数値の公表を差し控えておりました。

しかし、解散等のプレスリリース後、吉野勝秀氏より当社株式を公開買付によって取得する意向が提示され、当社は平成 24 年 1 月 26 日開催の取締役会において本公開買付への応募のご判断を株主の皆様にお願ひするものとし、賛同の意を表明することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、本日付で開示いたしました「当社普通株式等に対する公開買付けの結果及び支配株主等の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより成立しております。

このような状況の中、当社は、公開買付けが成立した場合、上場維持を念頭に置いていることから、リアルエステート事業において、推進しておりました不動産売買が本日完了したことに伴い、平成 24 年 3 月期通期の業績予想の修正を行うこととしました。

当社はこれまで、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)における売上高が1億円未満である場合(最近1年間ににおける利益の額が計上されている場合を除きます。)とする東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準に抵触する可能性がある状況にありましたが、今回の売上計上により当該基準に該当しないこととなる見込みです。

しかしながら依然として当社は、下記の2点において、上場廃止基準に抵触しており、上場廃止になる可能性がございます。

1点目は、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月(事業計画改善書を3ヶ月以内(※1)に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3ヶ月)以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円(※2)以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。

2点目は、東京証券取引所から本日付で、「実質的存続性に関する審査(実質的存続性の喪失)の猶予期間入り」について公表された通り、本公開買付成立により、当社は実質的な存続会社でないと認められたため、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合に上場廃止となる猶予期間に入りました。

当社といたしましては、1点目については東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、事業計画改善書を提出する予定であります。

2点目につきましても、これまで培ってきた「リアルエステート」および「IT・システムコンサルティング」の経験とノウハウを活かし事業再生を図るとともに、新たなビジネスモデルによって、収益を確保し、事業存続を図りながら事業展開を実現してまいります。これらの取り組みにより、東京証券取引所の「新規上場審査基準に準じた基準」に適合しているか審査を受け、同基準に適合すると認められ、猶予期間を解除されるよう事業を推進してまいります。

※1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。

※2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

以上